め、同表愛知県の項中「あいちのかおり」の下に「、愛知一二三号」を、「いのちの壱」の下に「、縁結び」を、「てんこもり」の下に「、にこまる」を加え、「、峰ひびき」を削り、同表滋賀県の項中「日本晴」の下に「、ハイブリッドとうごう三号」を、「ミルキークイーン」の下に「、ゆうだい二一」を加え、同表島根県の項中「ＬＧＣソフト」を「あきだわら、ＬＧＣソフト」に改め、同表岡山県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を加え、同表広島県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を加え、「、光寿無量」及び「、夢いっぱい」を削り、同表山口県の項中「きぬむすめ」の下に「、恋の予感」を加え、同表徳島県の項中「ハナエチゼン」の下に「、はるみ」を加え、同表香川県の項中「及びヒノヒカリ」を「、ヒノヒカリ及び姫ごのみ」に改め、同表福岡県の項中「あきさやか」及び「、夢の華」を削り、同表佐賀県の項中「、ミルキークイーン」を削り、同表熊本県の項中「キヌヒカリ」の下に「、くまさんの輝き」を加え、「、熊本五八号」を削り、同表大分県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を加え、同表宮崎県の項中「まいひかり」の下に「、み系三五八」を加え、同表鹿児島県の項中「あきほなみ」を「あきのそら、あきほなみ」に改める。

第一の一の㈡のロの表栃木県の項中「ヒメノモチ」を「きぬはなもち、ヒメノモチ」に改め、同表石川県の項中「及び白山もち」を「、白山もち及び峰の雪もち」に改め、同表静岡県の項中「するがもち」を「葵美人、するがもち」に改め、同表兵庫県の項中「するがもち」を「葵美人、するがもち」に改め、同表兵庫県の項の次に次のように加える。

和歌山県	モチミノリ

第一の一の㈡のロの表鹿児島県の項中「、さつま白もち」を削る。

第一の二の㈡のハの表栃木県の項中「、山田錦及び若水」を「及び山田錦」に改め、同表群馬県の項中「舞風」の下に「、山酒四号」を加え、同表埼玉県の項中「さけ武蔵」を「五百万石及びさけ武蔵」に改め、同表福井県の項中「おくほまれ」の下に「、九頭竜」を加え、同表岡山県の項及び大分県の項中「雄町」の下に「、吟のさと」を加える。

第一の四の㈡のイの表宮城県の項中「、ナンブコムギ」を削り、同表富山県の項中「ゆきちから」を「さとのそら及びゆきちから」に改め、同表山梨県の項中「、シラネコムギ」を削り、同表岐阜県の項中「、きぬあかり」を削り、同表静岡県の項中「イワイノダイチ」の下に「、きぬあかり」を加え、同表三重県の項中「農林六一号」を「もち姫」に改め、同表滋賀県の項中「及びミナミノカオリ」を「、ミナミノカオリ及びゆめちから」に改め、同表奈良県の項中「きぬいろは、キヌヒメ及び」を削り、同表奈良県の項の次に次のように加える。

鳥取県	銀河のちから及びミナミノカオリ

第一の四の㈡のイの表山口県の項中「、ニシノカオリ」を削る。

第一の五の㈡のイの表茨城県の項中「、カシマムギ及びマサカドムギ」を「及びカシマムギ」に改め、同表神奈川県の項中「、カシマムギ及びさやかぜ」を削り、同表長野県の項中「及びファイバースノウ」を「、ファイバースノウ及びホワイトファイバー」に改め、同表愛知県の項中「、カシマムギ」を削る。

第一の五の㈡のロの表群馬県の項中「あまぎ二条、きぬか二条、」を削り、同表埼玉県の項を削り、同表鳥取県の項及び山口県の項中「アサカゴールド及び」を削り、同表宮崎県の項中「ニシノホシ」の下に「、はるか二条」を加える。

第一の六の㈡の表埼玉県の項中「、もっちりぼし及びユメサキボシ」を「及びもっちりぼし」に改め、同表大分県の項中「、サヌキハダカ」を削る。

第一の七の㈡のイの表福島県の項中「おおすず」の下に「、里のほほえみ」を加え、同表栃木県の項中「エンレイ、里のほほえみ、タチナガハ、たまうらら及びなごみまる」を「里のほほえみ及びタチナガハ」に改め、同表山梨県の項中「、エンレイ」を削り、同表三重県の項中「オオツル、」を削り、同表広島県の項中「、サチユタカ及びハタユタカ」を「及びサチユタカ」に改め、同表福岡県の項中「キヨミドリ」の下に「、ちくし豆五号」を加える。

第一の七の㈢のロの表宮城県の項中「コスズ及び」を削り、同表佐賀県の項を削る。

附　則

平成二十八年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百九号

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成十四年四月一日農林水産省告示第九百四十四号（漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

第一条第一号中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に改める。

第二条の見出し中「荷さばき所」の下に「並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設」を加え、同条に次の一項を加える。

2　令第四条第一項の特定第三種漁港において漁獲物の処理及び保蔵を衛生的に行うことができる製氷、冷凍及び冷蔵施設に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる全ての要件（製氷施設にあっては、第七号及び第九号に掲げる要件を除く。）を満たすものであることとする。

一　漁獲物の処理及び保蔵を衛生的に行うことができる荷さばき所（前項各号に掲げる全ての要件に該当するものに限る。）と一体的に配置されること。

二　漁獲物の取扱量の見通しから、施設の規模が適切であること。

三　想定される外力に対して構造耐力上安全であること。

四　漁獲物、人及び車両の動線を区分するために必要な構造を有すること。

五　塵埃（じんあい）又は雨による漁獲物の品質の劣化を防止できる壁、庇（ひさし）、樋（とい）等の設備を有すること。

六　鳥獣のふん等による漁獲物の汚染を防止するために必要な構造を有すること。

七　漁獲物の保管を行う場所において、品質保持の観点から漁獲物の温度管理を適切に行う構造及び設備を有すること。

八　清浄な水を安定的に供給できること。

九　血水等の排水及び漁獲物の残さその他の廃棄物の処理を適切に行う構造又は設備を有すること。

十　外部との段差その他の車両の進入を防止する構造を有すること。

十一　衛生管理に関する記録の保持を行うことができ、かつ、衛生管理に係る認証を取得することができる施設であること。

第三条中「の法」を「の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（漁場に係る直轄事業と一体的に施行される法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る基準）

第四条　令第四条第一項の国が施行する法第四条第一項第二号に掲げる事業（以下「漁場に係る直轄事業」という。）と一体的に施行される同号に掲げる事業に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

一　漁場に係る直轄事業の施行に係る区域に隣接し、又は近接する海域において施行されるものであること。

二　漁場に係る直轄事業の対象とする水産動植物と同一の種類の水産動植物であって、その保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。